

広島県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		令和二年広島県告示第三百八十八号	
所在地		広島県東広島市八本松町飯田地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	三反田川（二〇七隣a）	土石流
	の自然現象類	の自然現象類	の自然現象類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	三反田川（二〇七隣b）	土石流
	の自然現象類	の自然現象類	の自然現象類